

奈良県公報

目次

ページ

〇河川区域の廃止による廃川敷地等 (河川課)	一
〇開発行為に関する工事の完了(建築課)	一
〇右同	二

告示

奈良県告示第五百九十八号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、奈良県土木部河川課及び奈良県大宇陀土木事務所において縦覧に供する。

平成十七年三月二十二日

奈良県知事 柿本善也

- 一 河川の名称 一級河川淀川水系香醉川
- 二 廃川敷地が生じた年月日 平成十七年三月二十二日
- 三 廃川敷地の位置、種類及び数量

位置	種類	数量
宇陀郡榛原町大字福地九二番一先から	土地	一、九九九・三六平方メートル

公告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

平成十七年三月二十二日

奈良県知事 柿本善也

- 一 許可番号
平成十四年一月二十二日第六八一―一四号
平成十六年八月二十五日第六八一―一四一―一四号
平成十七年二月四日第六八一―一四一―二四号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年三月十四日第六一九九号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十七年三月十四日第三九四三号
- 三 開発区域に含まれる地域
磯城郡川西町大字結崎八三六番地ノ一、八三六番地ノ二の一部、八三六番地ノ三、八三六番地ノ四の一部、八三六番地ノ五の一部、八三六番地ノ六、八三六番地ノ七、八五九番地ノ三、八五九番地ノ四、八五九番地ノ七、八六二番地ノ二の一部、八六二番地ノ四及び八六二番地ノ五
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市北安井町一丁目一丁目 サンフィールド堺ビル
株式会社サンフィールド 代表取締役 三田弘恵
- 五 公共施設の種類、位置及び区域

宇陀郡榛原町大字福地七八番一先まで		
宇陀郡榛原町大字福地七八番一先	土地	三七・八二平方メートル
宇陀郡榛原町大字福地七八番一先	土地	三七・八三平方メートル

道路 磯城郡川西町大字結崎八三六番地ノ二の一部、八三六番地ノ三の一部、八三六番地ノ四の一部、八三六番地ノ五の一部、八五九番地ノ三の一部、八五九番地ノ四の一部、八五九番地ノ七、八六二番地ノ二の一部及び八六二番地ノ五の一部
 公園 磯城郡川西町大字結崎八三六番地ノ二、八三六番地ノ四、八六二番地ノ二及び八六二番地ノ五の各一部
 下水道 磯城郡川西町大字結崎八三六番地ノ二、八三六番地ノ三、八三六番地ノ四、八五九番地ノ三、八五九番地ノ四及び八六二番地ノ二の各一部
 水路 磯城郡川西町大字結崎八三六番地ノ一、八三六番地ノ二、八六二番地ノ二、八六二番地ノ四及び八六二番地ノ五の各一部

一 許可番号
 平成十六年十月八日第七四一九四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年三月十四日第六一九六号
 公共施設に関する工事の検査済証 平成十七年三月十四日第三九四〇号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字上之庄五〇九番地ノ一の一部、五一〇番地ノ一の一部、五一〇番地ノ二の一部、五一一番地及び六一九番地ノ二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字上之庄七七三番地ノ六

土谷全克

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字上之庄五一〇番地ノ一、五一〇番地ノ二及び六一九番地ノ二の各一部

一 許可番号

平成十六年十一月九日第七四一一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年三月十四日第六一九七号
 公共施設に関する工事の検査済証 平成十七年三月十四日第三九四一号

三 開発区域に含まれる地域
 磯城郡田原本町大字薬王寺一八四番地ノ三及び一八四番地ノ五
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 磯城郡田原本町阪手六七〇番地ノ四
 成平開発 代表者 内本高雄
 五 公共施設の種類、位置及び区域
 道路 磯城郡田原本町大字薬王寺一八四番地ノ三の一部及び一八四番地ノ五
 下水道 磯城郡田原本町大字薬王寺一八四番地ノ三の一部

一 許可番号

平成十六年十二月二十二日第七四一一四五号

平成十七年二月八日第七四一一四五一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年三月十四日第六一九八号
 公共施設に関する工事の検査済証 平成十七年三月十四日第三九四二号

三 開発区域に含まれる地域

磯城郡川西町大字下永一二九八番地ノ三及び一三〇八番地ノ一
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 磯城郡川西町大字結崎二八番地ノ一
 川西町長 上田直朗

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 磯城郡川西町大字下永一三〇八番地ノ一の一部
 下水道 磯城郡川西町大字下永一三〇八番地ノ一の一部
 緑地 磯城郡川西町大字下永一三〇八番地ノ一の一部

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。
 平成十七年三月二十二日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年十月二十六日高土第一六一一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年三月九日高土第六二二八号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十七年三月九日高土第二六〇号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市長尾二三四番地ノ一及び二三四番地ノ四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市畑三丁目六八〇番地ノ五

カワバタ住建 代表者 川畑勝巳

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市長尾二三四番地ノ一の一部及び二三四番地ノ四

下水道 葛城市長尾二三四番地ノ一の一部

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

